

平成26年10月3日

亀岡市議会議長 明田 昭 様

発議者 議会運営委員長 湊 泰孝

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第1号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条の2」を「第10条の3」に、「と見直し手続」を「及び検証等」に改める。

第2条第1項中「意思決定機関」を「意思決定を行う議事機関」に改める。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。

第6条第4項中「これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努める」を「当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させると

ともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

第7条を次のように改める。

(議会報告会等)

第7条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。

2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

第8条第1号中「一般質問を、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため、一括又は一問一答の方法により行うことができる」を「一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする」に改める。

第4章中第10条の2の次に次の1条を加える。

(決議等への対応)

第10条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。

第14条第2項中「議員相互の自由な討議により」を「議員相互間の自由討議に努め、」に改め、同条第3項中「議員相互の自由な討議」を「議員相互間の自由討議」に改める。

第15条第1項中「審査」の次に「及び所管事項に関する事務の調査」を加え、同条第2項を削る。

第 16 条を次のように改める。

(広報広聴の充実)

第 16 条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。

第 18 条を次のように改める。

(議会事務局)

第 18 条 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

「第 8 章 最高規範性で見直し手続」を「第 8 章 最高規範性及び検証等」に改める。

第 24 条を次のように改める。

(条例の検証及び見直し)

第 24 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。